

第五十七号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「 一五〇人 「 一五一人

四二一人 四二三人

第三条第一項中 四三四人 を 四三六人 に改める。

四四六人 四四八人

一、五二五人」 一、五三二人」

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。